

登録品種の許諾契約書に基づく運用基準

制 定 令 和 3 年 8 月 2 7 日
3 森第 2 0 8 9 号部長通知
最終改正 令 和 4 年 3 月 3 1 日
3 森第 3 9 6 1 号部長通知

第 1 趣旨

この運用基準は、国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長と勝木俊雄氏と福島県知事が令和3年8月27日に契約した「登録品種の許諾契約書」に基づき、登録品種（以下、'はるか'という）の苗木生産、管理、配布に関することを示すものである。

はるかは、東日本大震災やその他の災害による復興のシンボルとして、また植樹活動などを通じた森林づくり意識の醸成のシンボルとして、生産、配布をするものとする。

なお、この運用基準に定めのない事項は、その都度協議し、決定する。

第 2 'はるか'の定義

'はるか'とは、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所と勝木俊雄氏が育成権を有する、次の登録品種の桜のことである。

農林水産植物の種類：Prunus L.

品 種 登 録 番 号：第 2 8 4 7 7 号

登 録 品 種 の 名 称：はるか

第 3 'はるか'苗木配布の要望

'はるか'苗木配布の要望は、第1の趣旨に沿った植樹活動を行う地方公共団体や緑化に関わる法人等の団体を対象とし、個人は対象としない。

なお、要望する苗木の譲渡先は国内に限る。

第 4 苗木の配布

1 配布要望の窓口

苗木配布の要望窓口は森林計画課が行い、県が認めた団体（以下、生産者という）と協議を行ったうえ、配布の可否を決定する。

2 配布要望

森林計画課は、'はるか'苗木の配布要望があった場合、要望者から使用目的、要望本数、遵守事項等を明記させた、苗木要望書（様式1）を提出させる。なお、遵守事項は以下のとおりとする。

- (1) 商業目的の利用はしない
- (2) 目的外の使用はしない
- (3) 苗木からの再生産はしない
- (4) 苗木は要望書に記載されている使用場所以外の使用はしない
- (5) 苗木は要望書に記載されている使用団体名以外に再譲渡しない
- (6) やむを得ず、苗木の余剰が生じた場合は速やかに森林計画課に報告し返還する
- (7) 苗木の管理については善良なる保育に努める

3 配布の決定

配布要望が県の配布目的と合致すると認められた場合は、森林計画課は配布決定について要望者及び生産者に通知する。

4 配布

配布は無償譲渡及び有償譲渡とし、どちらの譲渡とするかは、生産者と要望者において

協議の上決定する。配布に係る事務は生産者で行うものとする。

なお、有償譲渡の場合、商業目的とならないように、生産者は要望者から苗木の生産費、管理費、梱包費、送料のみの費用を徴収する。

配布を行う時は、'はるか'が品種登録されていることを示さなければならない。

5 実績報告の提出

要望者は、'はるか'苗木の使用完了後、速やかにその旨を森林計画課に報告しなければならない（様式2）。

第5 苗木の生産

1 穂木の提供

'はるか'苗木の生産に必要な母樹は、林業研究センターに置くこととし、穂木の提供は林業研究センターで行うものとする。

2 生産体制

はるか苗木の生産は県と生産者で行うものとし、生産に係る経費は県と生産者で別途協議を行うものとする。林業研究センターによる生産は森林計画課と別途協議を行うものとする。

なお、苗木の生産地は国内に限る。

3 母樹の管理

'はるか'苗木の生産に必要な母樹は林業研究センターで管理する。

4 生産計画

生産者は、生産を行う際、事前に必要な穂木数や遵守事項等を明記した生産計画書（様式3）を森林計画課に提出する。遵守事項は以下のとおりとする。

- (1) 目的外の生産を行わない
- (2) 提供した穂木を再譲渡しない
- (3) 提供した穂木で生産した苗木より再生産をしない

5 穂木の提供

森林計画課は、4の生産計画書に基づき穂木の提供の可否を林業研究センターと協議のうえ決定し、生産者に通知する。

第6 苗木の管理

生産者は、生産した苗木について配布先が決定するまで健全に保管するよう努めなければならない。前年度に生産した苗木の本数を毎年翌年度の6月末日までに、苗木生産実績報告（様式4）を森林計画課に報告する。

なお、令和6年度のみは、令和6年5月26日までに提出するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和3年8月27日から施行するものとし、「出願品種の許諾契約書に基づく運用基準」（令和2年12月3日制定）は破棄とする。

附 則

- 1 この基準は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度から適用する。
- 2 この基準の施行の日前に、この基準による廃止前の基準によりした令和3年度分の苗木に係る申請、その他の行為でこの基準に相当の規定があるものは、この基準の相当の規定によりした申請、その他の行為とみなす。

（一部改正 令和4年3月31日、3森第3961号部長通知）

様式 1

(和暦) 年 月 日

福島県森林計画課長 様

住所 (所在地)
氏名 (団体名)
代表者氏名
連絡先

登録品種'はるか'に係る〇〇年度苗木要望書

このことについて、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 要望本数
- 3 使用時期
- 4 使用団体名
- 5 使用場所
- 6 遵守事項
 - (1) 商業目的の利用はしない
 - (2) 目的外の使用はしない
 - (3) 苗木からの再生産はしない
 - (4) 苗木は上記に記載されている使用場所以外の使用はしない
 - (5) 苗木は上記に記載されている使用団体名以外に再譲渡しない
 - (6) やむを得ず、苗木の余剰が生じた場合は速やかに森林計画課に報告し返還する
 - (7) 苗木の管理については善良なる保育に努める
- 7 その他特記すべき事項

様式 2

(和暦) 年 月 日

福島県森林計画課長 様

住所 (所在地)
氏名 (団体名)
代表者氏名
連絡先

登録品種'はるか'に係る〇〇年度苗木実績報告書

このことについて、(和暦) 〇〇年 月 日に提出した「登録品種'はるか'に係る〇〇年度要望書」の実績を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 使用本数
- 3 使用時期
- 4 使用団体名
- 5 使用場所

※使用した際の写真等資料を添付すること

様式 3

(和暦) 年 月 日

福島県森林計画課長 様

住所 (所在地)
氏名 (団体名)
代表者氏名
連絡先

登録品種'はるか'に係る〇〇年度生産計画書

このことについて、下記のとおり生産計画を作成しましたので、穂木の提供をいただきたく申請いたします。

記

- 1 生産目的
- 2 生産時期
- 3 生産計画数
- 4 必要な穂木数
- 5 遵守事項
 - (1) 目的外の生産を行わない
 - (2) 提供された穂木の再譲渡はしない
 - (3) 提供された穂木で生産した苗木から再生産しない
- 6 その他特記すべき事項

様式 4

(和暦) 年 月 日

福島県森林計画課長 様

住所 (所在地)
氏名 (団体名)
代表者氏名
連絡先

登録品種'はるか'に係る〇〇年度生産状況について

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 生産年度
- 2 穂木採取本数
- 3 苗木生産本数
- 4 苗木管理本数
- 5 その他特記すべき事項